

平成27年 5 月

熊野市議会臨時会会議録

平成27年 5 月 18 日 開会

平成27年 5 月 18 日 閉会

熊 野 市 議 会

平成27年5月熊野市議会臨時会会議録目次

第1日目（5月18日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
会議に出席した事務局職員の職氏名	2
提出議案	2
議事日程	2
開 会	4
諸般の報告	4
説明のための出席者	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案の上程	5
提案説明	6
議案第1号	6
議案第2号	6
議案の質疑	10
議案第1号の質疑	10
委員会付託の省略	11
討論、採決	11
議案の質疑	12
議案第2号の質疑	12
委員会付託の省略	12
討論、採決	12
議長の辞職願について	13
議長の選挙	14
副議長の辞職願について	17
副議長の選挙	18
議案の上程	21

同意案第1号	21
提案説明	21
採 決	22
三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	22
閉 議	23
閉 会	24
署名議員	25

平成27年 5 月熊野市議会臨時会会議録

(第 1 日)

平成27年 5 月18日 (月曜日)

平成27年5月熊野市議会臨時会会議録

平成27年5月18日（月曜日）

第 1 日

招集年月日 平成27年5月18日（月）
招集の場所 熊野市議会議場
開 会 平成27年5月18日（月）午前9時00分
開 議 平成27年5月18日（月）午前9時00分
出席議員

1番	川口	朋さん	2番	端無	徹也君
3番	久保	智君	4番	大橋	秀行君
5番	濱	重明君	6番	和田	いく子さん
7番	山田	実君	8番	下田	克彦君
9番	岩本	育久君	10番	樋口	雄史君
11番	山本	洋信君	12番	中田	征治君
13番	前地	林君	14番	前田	桂之助君

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

市 長 河上 敢二 君 副 市 長 山川 勝 君
総 務 課 長 清嶺地 利夫君 税 務 課 長 下和田 貞明君
監査委員事務局長 伊藤 伸君

職務のため出席者

事 務 局 長 東 佳広 君 次長兼庶務係長 勝田 悦生 君
議 事 係 長 植中 徳樹 君 庶 務 係 上西 ゆみ さん

提出議案

議案第1号 専決処分の承認について

議案第2号 専決処分の承認について

同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

議事日程

開 会

諸般の報告

1 第98回東海市議会議長会定期総会 出席報告

2 説明員の報告

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

[提案理由、内容説明、質疑、討論、採決]

日程第3 議案第1号 専決処分の承認について

日程第4 議案第2号 専決処分の承認について

議事日程追加

議長の辞職願について

議長の選挙

副議長の辞職願について

副議長の選挙

[提案理由、採決]

日程第5 同意案第1号 熊野市監査委員の選任について

[選挙]

日程第6 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

閉 議

閉 会

午前 9時 00分 開会

開会・開議

○議長（山本洋信君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年5月熊野市議会臨時会を開会いたします。

諸 報 告

○議長（山本洋信君） 会議に先立ち、諸般の報告については、去る4月15日、第98回東海市議会議長会定期総会が四日市市において開催され、私と副議長が出席いたしました。その席上、前田桂之助議員が在職20年の表彰に浴しましたので、ご報告いたします。

なお、会議の協議事項はお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

説明のための出席者

○議長（山本洋信君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により、関係当局に説明員の出席を求めたところ、お手元に配付いたしております文書のとおり通知を受けております。

○議長（山本洋信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会議録署名議員の指名

- 議長（山本洋信君） 日程第1 今期臨時会の「会議録署名議員の指名」を行います。
- 会議規則第86条の規定により、議長において、
- 6番 和田いく子 議員
- 14番 前田桂之助 議員
- を指名いたします。
-

会期の決定

- 議長（山本洋信君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。
- お諮りいたします。
- 今期臨時会の会期については、本日1日間とすることにご異議ありませんか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。
- よって、今期臨時会の会期は、本日1日間と決しました。
-

議案の上程（議案第1号～議案第2号）

- 議長（山本洋信君） 日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」及び日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」を一括議題といたします。

提案説明

○議長（山本洋信君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 河上敢二君 登壇）

○市長（河上敢二君） おはようございます。

平成27年5月熊野市議会臨時会に提出いたしました議案につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第1号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され本年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、熊野市税条例等の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告しその承認を求めるものであります。

議案第2号「専決処分の承認について」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され本年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、熊野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告しその承認を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

上程議案の内容説明

○議長（山本洋信君） 次に、内容の説明を求めます。

議案第1号及び議案第2号について。

税務課長。

（税務課長 下和田貞明君 登壇）

○税務課長（下和田貞明君） 議案第1号及び議案第2号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

議案集の3ページをごらんください。

熊野市税条例等の一部を改正する条例の改正内容につきまして、新旧対照表でご説明申し上げます。

なお、いわゆる条ずれや字句の修正等のみでその内容に変更のないものは、省略させていただきます。

初めに、法人市民税の均等割の税率を定めた第31条第2項につきましては、法人等の区分を定めた表中の1のオの資本金等の額について、その規定の引用を法人税法から地方税法に変更するとともに、次のページの同条第4項の規定を加えるものでございます。

その同条第4項につきましては、法人の資本金等の額について、その額が一定額に満たない場合は、同条第2項の法人等の区分を定めた表中の1のオの「資本金等の額が」を「資本金の額及び資本準備金の額の合算額または出資金の額が」に読みかえるものであります。

この改正の具体的な影響について申しますと、例えば会社の他の資産を振りかえて新株を発行する無償の増資、あるいは自社株を買うなどの無償の減資を行った場合、法人市民税の均等割の税率を決める法人等の区分の判定に反映されるため、区分が変わった場合は均等割額が増減することとなります。

次に、6ページをごらんください。

固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を定めた第57条につきましては、地方税法の改正に伴い固定資産税の非課税の範囲を定めた同法348条第2項第10号の9を第10号の10に改めるもので、これにより児童福祉法で規定する利用定員が6人以上の事業所内保育事業の用に供する固定資産が、新たに非課税対象となります。

第59条につきましては、第57条で加わった固定資産税についても事業所内保育事業の用に供さなくなった場合は、非課税措置を外すための申告を所有者が行わなければならないことを加えるものであります。

附則第7条の3の2につきましては、租税特別措置法の改正により住宅借入金等特別控除に係る居住の用に供する期間が、平成11年1月1日から平成29年12月31日だったものが、平成11年1月1日から平成31年6月30日へと1年半延長されました。これに伴い、市民税の住宅借入金等特別税額控除に係る居住の用に供する期間を同様に延長するとともに、住宅借入金等特別税額控除が受けられる期限を平成39年度から平成41年度に2年

度延長するものであります。

7 ページの個人の市民税の寄附金税額控除額に係る申告の特例等を定めた附則第9条につきましては、確定申告をせずに寄附金控除が受けられるふるさと納税ワンストップ特例に関するもので、次の4つの規定を新たに設けるものであります。

第1項は、地方団体に寄附をし寄附金税額控除を受けようとする者は、確定申告書の提出にかえて寄附を受領する地方団体の長に対し、賦課期日の住所地市町村長へ寄附金税額控除等に関する事項を記載した申告特例通知書の送付を求めることができること。

第2項は、寄附者は賦課期日までに申告特例の記載事項に変更があった場合は、翌年の1月10日までに届けなければならないこと。

8 ページの第3項は、寄附を受けた地方団体の長は、翌年の1月31日までに寄附者の住所地の市町村長に申告特例通知書を送付しなければならないこと。

第4項は、申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、寄附をした者に対して寄附金税額控除額に加え申告特例控除額を控除することでありま。

第9条の2につきましては、申告特例控除額について定めたもので、ワンストップ特例を利用した場合は、所得税の寄附金控除額の相当額についても申告特例分として市県民税の所得割額から控除することになります。また、特例控除額の上限につきましては、これまで所得割額の1割までだったのが、平成28年度分からは2割までになります。

次に、8 ページ下段の附則第11条から11ページの附則第13条の改正につきましては、平成27年度は土地家屋に関して3年に一度の価格の変化を反映する評価替えの年度となっており、これまで評価替えにより税負担が急増しないようにするため講じられている土地に係る負担調整措置について、地方税法の改正に伴い平成27年度から平成29年度までの間は、現行の負担調整措置の仕組みを継続するものであります。

12ページの特別土地保有税の課税の特例を定めた附則第15条第1項につきましては、9 ページから11ページの附則第12条第1項から第5項が改正されたことにより、宅地や商業地、農地などの課税の特例の適用を受けた土地の特別土地保有税に係る特例の対象年度を平成27年度から平成29年度まで3年間延長するものであります。

同条第2項につきましては、地方税法の改正に伴い不動産取得税の課税標準の特例の適用を受けた宅地評価土地に係る特別土地保有税については、取得年月日を平成27年3月31日までから3年間延長し、平成30年3月31日までとするものであります。

なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度以降課税が停止されております。

次に、軽自動車税の税率の特例を定めた附則第16条第1項につきましては、電気系自動車と天然ガス系自動車であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録した軽自動車は、平成28年度分の軽自動車税に限り三輪及び四輪以上の乗用、貨物用のそれぞれ営業用、自家用について、左の欄の額が右の欄の額に減額するというグリーン化特例の規定を新たに設けるものであります。

同条第2項につきましては、平成17年排ガス基準75%を達成し、かつ平成32年度燃費基準プラス20%、もしくは平成27年度燃費基準プラス35%を達成した軽自動車であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録した軽自動車は、平成28年度分の軽自動車税に限り前項同様、第2項の表のとおり減額するというグリーン化特例の規定を新たに加えるものであります。

同条第3項につきましては、平成17年排ガス基準75%を達成し、かつ平成32年度燃費基準もしくは平成27年度燃費基準プラス15%を達成した軽自動車であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録した軽自動車は、平成28年度分の軽自動車税に限り前項同様、第3項の表のとおり減額するというグリーン化特例の規定を新たに加えるものであります。

続きまして、13ページ下段の第2条、熊野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

14ページをごらんください。

昨年5月の臨時議会でご承認いただきました市税条例改正のうち、軽自動車につきましては、税率を1.25から2倍に増額するものでございました。

今回、施行期日を定めた附則第1条第3号及び第5号並びに15ページの軽自動車税に関する経過措置を定めた附則第4条第1項及び第2項の改正により、税率変更の施行期日と適用年度を改めるものでございます。

具体的には、原動機つき自転車や250cc以下の二輪及び250ccを超える二輪の新税率は、平成27年4月1日に施行され平成27年度以後分から適用される予定でしたが、今回の改正により施行期日を平成28年4月1日に1年繰り延べするとともに、適用年度を平成28年度以後分に改めるものでございます。

16ページの附則につきましては、第2条中の軽自動車税に係る改正規定は、公布の日である平成27年3月31日を施行日とし、それ以外は平成27年4月1日を施行日とするものであります。

また、第2条は市民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置を定めたものであります。

続きまして、議案第2号「専決処分の承認について」につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の主な改正内容は、基礎課税額に係る限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る限度額、介護納付金課税額に係る限度額の引き上げ等に関するものであります。

それでは、改正内容について新旧対照表でご説明申し上げます。議案集の19ページをごらんください。

初めに、第2条第2項は、国民健康保険税の課税額のうち基礎課税額の限度額を51万円から52万円に、また同条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を16万円から17万円に、さらに同条第4項は、介護納付金課税額の限度額を14万円から16万円にそれぞれ引き上げるものであります。

19ページから20ページにかけての国民健康保険税の減額について定めた第28条柱書きは、減額して得た額が限度額を超える場合には限度額とすると定めた規定であり、その限度額についても先ほど同様に引き上げるものであります。

同条第2号は、保険税の5割減額が適用されるかどうかの判断基準である総所得金額等の計算において、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する金額24万5,000円を26万円に改めるものであります。

また、同条第3号は、保険税の2割減額が適用されるかどうかの判断基準である総所得金額等の計算において、被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき加算する額45万円を47万円に改正するものであります。

附則は、施行期日を平成27年4月1日とし、経過措置を定めたものであります。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（山本洋信君） 議案第1号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長(山本洋信君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長(山本洋信君) これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長(山本洋信君) これより採決いたします。

日程第3 議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「専決処分の承認について」は、これを承認することに決しました。

質 疑

○議長（山本洋信君） 日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） 質疑なしと認め質疑を終結いたします。

委員会付託の省略

○議長（山本洋信君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号「専決処分の承認について」は、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「専決処分の承認について」は、委員会への付託を省略することに決しました。

討 論

○議長（山本洋信君） これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本洋信君） これにて討論を終結いたします。

採 決

○議長（山本洋信君） これより採決いたします。

日程第4 議案第2号「専決処分の承認について」は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山本洋信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、これを承認することに決しました。

暫時休憩いたします。執行部は退場してください。議員諸君は退席しないようお願いいたします。

(午前 9時 21分)

○議長(山本洋信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 26分)

議長の辞職願について

○議長(山本洋信君) 私、一身上の都合により議長の辞職願を副議長に提出いたしましたので、この際副議長と交代いたします。

(副議長、議長席へ着席)

○副議長(下田克彦君) ただいま山本議長が辞職願を提出されましたので、議長を交代いたします。議事運営にご協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(下田克彦君) 異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、11番 山本議員の退席を求めます。

(11番 山本洋信君 退席)

○副議長(下田克彦君) 局長に議長辞職願を朗読いたさせます。

(事務局長 東 佳広君 朗読)

○副議長(下田克彦君) お諮りいたします。

山本洋信議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（下田克彦君） ご異議なしと認めます。

よって、山本洋信議員の議長辞職を許可することに決しました。

（11番 山本洋信君 着席）

○副議長（下田克彦君） 11番 山本洋信議員から発言の申し出がありますので、これを許可します。

山本議員。

（11番 山本洋信君 登壇）

○11番（山本洋信君） 発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年この席におきまして、皆さんの満場一致の評価をいただきまして議長に就任させていただきました。その冒頭、とにかく議会を一枚岩になって、そして自分たちの負託を受けた市民にしっかりと対峙して、そしてこの議会運営に当たっていきたいという抱負を述べさせていただきました。

この1年間、本当にさまざまところで議員諸君たちの厚いご協力をいただきまして、つつがなく議会運営を進めさせていただきました。本当に心から感謝を申し上げます。

特に昨年10月、初めて地域懇談会を開催するに当たり、議員懇談会を通じてさまざまな議案に対し、また議事に対し、議員諸君の厚い思いをぶつけ合いながら一本化を目指して頑張ってきたことに対しましても、本当に厚い思いを私自身も感じました。

特に副議長を初め各委員会の委員長、そして議運の委員長、さまざまところでさまざまな苦勞をされたことと思えますけれども、今後新しい議長が選出された場合におきましても、我々のこの議会改革はまだまだ途上でございます。そこに向けてしっかりと議論をしながら、住みよい熊野市、安心して住める熊野市を目指して、議会一丸となって進んでいくことを心から願ひまして、お礼と感謝の言葉とさせていただきます。

1年間本当にありがとうございました。

（拍 手）

議長の選挙

○副議長（下田克彦君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(下田克彦君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(下田克彦君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議 場 の 閉 鎖)

○副議長(下田克彦君) ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投 票 用 紙 配 付)

○副議長(下田克彦君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○副議長(下田克彦君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投 票 箱 の 点 検)

○副議長(下田克彦君) 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○副議長(下田克彦君) 投票漏れはございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

○副議長(下田克彦君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 開 鎖)

○副議長（下田克彦君） それでは、開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

3番 久保智議員、9番 岩本育久議員、14番 前田桂之助議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

(立ち会いのもと開票)

○副議長（下田克彦君） それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 14票であります。

有効投票中、樋口雄史議員 14票。

以上のお通りであります。

この選挙の法定得票数は3.50票であります。

よって、樋口雄史議員が議長に当選されました。

(拍 手)

○副議長（下田克彦君） 樋口議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

樋口議員の発言を許可いたします。

樋口議員。

(新議長 樋口雄史君 登壇)

○新議長（樋口雄史君） ただいまの議長選挙におきまして、本当に多くの議員の皆様のご支持をいただきまして心からお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

今改めてその議長という職の責任の重さをひしひしと感じてきているところでございます。

今年度は、各自治体、各市町村間が、しのぎを削って取り組まなければならない地方創生取り組みのスタートの年でございます。議会におきましても設置されております地方創生対策特別委員会ですっきりと調査研究を行い、熊野市総合戦略策定に向けて積極的に提言をしていかなければならないものと、そのように思っております。

議会改革といたしましては、先ほど前山本議長の話にもございました昨年からの地域懇談会を開催しております。その懇談会を通して、しっかりと市民の皆様に向き合い、よ

り身近なわかりやすい議会づくりを目指していきたいとそのように思っております。さらにまた、議員力を高めるための機会の場合、議論の場を積極的に設けてまいりたいともそのように考えております。

議会運営に関しましては、公平公正で円滑な議会運営を心がけてまいりますので、どうか議員の皆様のご指導、ご協力をお願い申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

(拍手)

○副議長（下田克彦君） 皆さん、議事運営にご協力いただきありがとうございました。

新議長とただいまより交代いたします。

議長、議長席にお着きを願います。

(新議長、議長席へ着席)

○議長（樋口雄史君） ただいま交代いたしました。

議事運営にご協力をお願いいたします。

副議長の辞職願について

○議長（樋口雄史君） ただいま副議長、下田克彦議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、下田議員の退席を求めます。

(8番 下田克彦君 退席)

○議長（樋口雄史君） 局長に副議長辞職願を朗読いたさせます。

(事務局長 東 佳広君 朗読)

○議長(樋口雄史君) お諮りいたします。

下田克彦議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって、下田克彦議員の副議長辞職を許可することに決しました。

(8番 下田克彦君 着席)

○議長(樋口雄史君) 下田克彦議員から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

下田議員。

(8番 下田克彦君 登壇)

○8番(下田克彦君) それでは、辞職に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、皆様には1年間大変にお世話になりましたことをまずもって感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

また、あっという間の1年でございましたけれども、山本前議長のリーダーシップのもと、議会改革に向けてまずは大きな一歩を踏み出したことに、皆様とともにやれたことに対しましても感謝を申し上げたいと思います。

また、きょうより一議員となりましても、この地方分権化のもと、議会機能のさらなる活性化、また議会の権能のさらなる強化に向けて全力で取り組んでいく所存でございますので、何とぞ今後とも皆様のご協力、皆様とともに進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本当に1年間ありがとうございました。

(拍手)

副議長の選挙

○議長(樋口雄史君) ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は投票とし、投票は単記無記名といたしたいと思いますが、これにご異議
ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は投票といたします。

議場の閉鎖を命じます。

(議場の閉鎖)

○議長(樋口雄史君) ただいまの出席議員は14名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

○議長(樋口雄史君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱の点検)

○議長(樋口雄史君) 異状なしと認めます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

局長に点呼を命じます。

(局長の点呼に従い投票)

○議長(樋口雄史君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議 場 の 開 鎖)

○議長（樋口雄史君） 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、

3番 久保智議員、9番 岩本育久議員、14番 前田桂之助議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました3人の諸君の立ち会いをお願いいたします。

(立ち会いのもと開票)

○議長（樋口雄史君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票 13票、無効投票 1票であります。

有効投票中、和田いく子議員 13票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3.25票であります。

よって、和田いく子議員が副議長に当選されました。

(拍 手)

○議長（樋口雄史君） 和田いく子議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

和田議員の発言を許します。

6番 和田いく子議員。

(新副議長 和田いく子さん 登壇)

○新副議長（和田いく子さん） 発言の許可をいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

皆様の温かいご厚情を賜り副議長に就任させていただきましたことを心より厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

私は、小さいころから熊野が大好きで、熊野市がどこにも負けない自分のふるさとであってほしいと願っています。そんな中、最近では高速道路の開通により、訪れてくれる観光客も増加をしています。鬼ヶ城センター、お綱茶屋、湯ノ口温泉、そして西の玄関口といわれる紀和町の瀬流荘の改築も始まり、今後はこの施設が主役となり集客に邁進していただきたいと期待しております。

そんな中、忘れてはならないことは、市民の安全で安心な暮らしでございます。これから迎える超超高齢化社会やいろいろな課題が山積みでございます。昨年から議会改革

の取り組みの一つとして地域懇談会が開催されていますが、これからは住民の皆さんの要望も大切に、もっともっと意見などを聞かせていただき、開かれた議会運営に取り組んでまいりたいと思っております。

また、これからは議長と意思を一つにして、微力ではございますが一生懸命お仕えさせていただきます。

今後とも皆さんの温かいご指導、ご協力を心からお願いいたしまして、簡単ではございますがお礼と挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍 手)

○議長（樋口雄史君） 暫時休憩いたします。

(午前 10時 00分)

○議長（樋口雄史君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 40分)

議案の上程（同意案第1号）

○議長（樋口雄史君） 日程第5 同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、前地林議員の退席を求めます。

(13番 前地 林君 退席)

提案説明

○議長（樋口雄史君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 河上敢二君 登壇)

○市長（河上敢二君） 本臨時会に提出いたしました同意案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」につきましては、議員のうちから選任する監査委員として前地林議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

採 決

○議長（樋口雄史君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、所定の手続を省略してこれに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号「熊野市監査委員の選任について」は、これに同意することに決しました。

（13番 前地 林君 着席）

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（樋口雄史君） 日程第6「重県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（樋口雄史君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名は議長において行うことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、樋口雄史を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました議員を三重県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(樋口雄史君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、樋口雄史が、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選をいたしました。

会議規則第31条第2項の規定により、当選人に対して告知をいたします。

閉 議

○議長(樋口雄史君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉 会

○議長(樋口雄史君) これにて、平成27年5月熊野市議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前 10時 44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊野市議会議長

署名議員

署名議員

熊野市議会旧議長

熊野市議会旧副議長
